

●資格取得(必要書類)

・加入の手続きをご希望の方は、「資格取得届」の様式をご使用ください。

・特定個人情報を含む書類のため、簡易書留や配達記録が確認出来る方法で郵送してください。

組合員・准組合員本人の加入

●資格取得届

●社会保険・市町村国保等に加入している家族の届出

※住民票上同一世帯で、医師国保へ加入していない方の「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」または、「資格確認書」のコピーを提出、又は届書に記入してください。

※国民健康保険法により同一世帯で市町村国保に加入している方がいる場合は、医師国保組合に加入しなければなりません。(社会保険や他の医師国保組合に加入している人は除きます)

●世帯全員が記載された住民票

(3 か月以内に発行された続柄等全て記載されたもの)

●個人番号(マイナンバー)確認書類のコピー

※住民票に個人番号が記載されている場合は必要ありません。

●顔写真入りの本人確認書類のコピー

(例:個人番号(マイナンバー)カード(表面)、運転免許証、パスポート等)

●健康保険資格喪失証明書

退職などによって健康保険の被保険者資格を喪失したことを証明する書類のことです。

前にご加入されていた保険者(例:協会けんぽ、共済組合等)より、作成して頂いてください。

<勤務医、非常勤医師の方>

●就労証明書

<厚生年金適用事業所の場合>

●健康保険被保険者適用除外承認申請書

※従業員が5人未満であっても任意で厚生年金へ加入することが可能です。

その場合、法人事業所と同じく、健康保険適用除外承認申請の手続きが必要となります。

家族の加入(夫、妻、子ども等) ※本人の加入と同時に申請の際は、「*」は不要です。

●資格取得届

●*世帯全員が記載された住民票

(3 か月以内に発行された続柄等全て記載されたもの)

●*世帯主の個人番号(マイナンバー)確認書類のコピー

※住民票に個人番号が記載されている場合は必要ありません。

●*世帯主の顔写真入りの本人確認書類のコピー

●加入家族の個人番号(マイナンバー)確認書類のコピー

※住民票に個人番号が記載されている場合は必要ありません。

(例:個人番号(マイナンバー)カード(裏面)、通知カード、個人番号(マイナンバー)付きの住民票等)

●健康保険資格喪失証明書

退職などによって健康保険の被保険者資格を喪失したことを証明する書類のことです。

前にご加入されていた保険者(例:協会けんぽ、共済組合等)より、作成して頂いてください。